

## 道路法令関係Q&A

### 日本郵政公社設立に伴う

### 道路関係法令の改正について

#### 道路局路政課

(道路局路政課のダイスケ係員、新人ヤスコ係員のお昼休み後の一コマ)

**ダイスケ** ヤスコ君、悪いんだけど、ちょっとお昼代、貸してもらえないか？ 郵便局からお金をおろすのを忘れていて、財布の中、空っぽなんだ。

**ヤスコ** 先輩、そんなに金欠なんですか？ 奥さん財布のひもが堅いんですね。職場ではこんなにはえらそうなのにな。

**ダイスケ** 仕事の鬼とよんでくれ。それはともかく、そうだ、郵便局、来年の四月一日から、大きく変わるんだぞ。ヤスコ君、知ってるか？  
**ヤスコ** 知ってますよ。今までは国の事業として行っていた郵政事業を、来年からは日本郵政公社が行うことになるんですよ。でも、これで、何か変わるんですか？

**ダイスケ** 確かに、郵便局の事業として見れば、それほど大きく変わらないかもしれない。

日本郵政公社法にも、「国営の新たな公社」

って書いてあるからね。でも、やはり、今まで

国が行っていた事業が、公社として行う、という事になれば、その事業の性格は変わってくる。それに、同時に「民間事業者による信書の送達に関する法律」という法律もできた。これによって、民間事業者も信書の送達が可能になるんだ。

**ヤスコ** なるほど。郵政事業改革といえば、小泉総理の肝入りでもんね。

**ダイスケ** それだけじゃない。これによって、道路関係法令も、改正が必要になるんだよ。

**ヤスコ** え、そうなんですか？ 郵便局と道路・…。一見、あまり関係なさそうですが。

**ダイスケ** 周りをよく見てごらん。君は葉書をどうやって出す？

**ヤスコ** む。そうか、ポストですね！ 道路占有の形態が変わってくるんですね。

**ダイスケ** そう。まず、先の通常国会で成立した日本郵政公社法の関連改正で、道路法第三十五

条の協議占有の対象から、「郵政事業」を除外した。郵政事業はもはや「国の事業」ではなくなるからね。

**ヤスコ** でも、さっき日本郵政公社は「国営の公社」だ、って話だったですよ？ 一気にほかの民間会社と同じように許可を取り直さなくちゃいけないんですか？

**ダイスケ** いや、日本郵政公社法の施行令で、日本郵政公社を国にみなす、とい規定を設けて、引き続き協議占有の対象とすることにしたんだ。併せて、その政令で経過措置を設けて、今まで国の郵政事業として協議占有で占有されていたものは、日本郵政公社が設立された後も、あらためて協議することは要さず、引き続き有効であるとされているんだ。これは、簡易保険事業団になされていた占有許可も、事業団の事業が日本郵政公社へ引き継がれた後は、公社へ協議占有で占有されていたものとみなす、という経過措置が置かれている。

**ヤスコ** へええ、じゃあ、占有は、従来となんにも変わりなく、ってことなんですか？

**ダイスケ** いや、必ずしもそうじゃない。占有料の徴収規定が若干変わるんだ。

**ヤスコ** あ、国の事業じゃなくなるから、占有料を徴収することになるんですか？ でも、今まで免除されてきたわけですよ。いきなり全て

のポストから占用料を徴収しちやって、いいんですか？

ダイスケ そう、そのあたりが議論のポイント。先ほど言ったけど、日本郵政公社は国営の公社でもある。全国へのサービス供給義務もある。こうしたことにかんがみて、日本郵政公社の必須事業に係る占用については、指定区間内の国道では減免することができる、という規定を設けたんだ（道路法施行令第十九条の二第三項第二号）。こうした措置は旧三公社（国鉄、電電公社、専売公社）でもとられていたんだ。これで、指定区間内の国道に置かれたポストについては、占用料を減免できるんだ。

ヤスコ え、でも、指定区間内の国道だけですか？ 指定区間外の国道や、地方道に置かれているポストはどうなるんですか？

ダイスケ 指定区間外の国道や地方道については、道路管理者である地方公共団体の条例で占用料を決めることになっている（道路法第三十九條第二項）。だから、その減免措置は、それぞれの道路管理者に委ねられているんだ。

ヤスコ なるほど、やはり、事業主体の性格が変わると、その法律上の取り扱いも大きく変わりますね。あと、信書便法の成立に伴う改正はどんなことなんですか？

ダイスケ こちらの方も、若干改正することにな

っている。まず、負担金等の督促状の手数料について、今までは「通常葉書の額」を徴収していたんだけど、これからは、信書便事業者の額も考慮して、「通常葉書の料金の額を超えない

範囲内で国土交通大臣が定める額」を徴収することにした。また、信書便事業者が設置するポスト（信書便差出箱）の占用料の額も明らかにしたんだ（郵便差出箱の占用料単価と同額）。

○民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う道路法施行令の改正

（傍線部分は改正部分）

		改正案		現行	
手数料及び延滞金	第二十七條 法第七十三條第一項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。	第二十七條 法第七十三條第一項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。	第二十七條 法第七十三條第一項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。	第二十七條 法第七十三條第一項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。	第二十七條 法第七十三條第一項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。
	第二十九條 (略)	第二十九條 (略)	第二十九條 (略)	第二十九條 (略)	第二十九條 (略)
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十九條 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一條第一項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四條第一項の規定による譲手については、この限りでない。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 第三十七條第一項の規定により手数料の額を定めること。 (略)</p>		<p>（権限の委任）</p> <p>第二十九條 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一條第一項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四條第一項の規定による譲手については、この限りでない。</p> <p>一〜十一 (略)</p>		<p>（権限の委任）</p> <p>第二十九條 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一條第一項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四條第一項の規定による譲手については、この限りでない。</p> <p>一〜十一 (略)</p>	
別表（第十九條の二関係）		別表（第十九條の二関係）		別表（第十九條の二関係）	
占用物件	郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱	郵便差出箱	郵便差出箱	郵便差出箱
単位	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき
所在地	甲地 一、三六〇〇 乙地 〇〇 丙地 四五〇	甲地 一、三六〇〇 乙地 〇〇 丙地 四五〇	甲地 一、三六〇〇 乙地 〇〇 丙地 四五〇	甲地 一、三六〇〇 乙地 〇〇 丙地 四五〇	甲地 一、三六〇〇 乙地 〇〇 丙地 四五〇
工作物	法第三十二條第一項第一号に掲げる	法第三十二條第一項第一号に掲げる	法第三十二條第一項第一号に掲げる	法第三十二條第一項第一号に掲げる	法第三十二條第一項第一号に掲げる

ヤスオ なるほど、郵政事業も、民間参入に伴って、大きく変わってくるんですね。でも先輩、郵便貯金は、公社になったからと言って減らされちゃうわけじゃないでしょう。ほら、あそこ

に郵便局が！ 早速、お金おろしてきたらどうですか？

ダイスケ 頼むっ。今、口座にもお金がないんだ。

今月はお昼代、貸してくれえ。

ヤスオ 先輩、苦勞してますねえ……。

○日本郵政公社法の施行に伴う道路法施行令の改正

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(占用料を徴収しない国の事業)</p> <p>第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの</p> <p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 前項に規定するものほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 第十九条の二第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。</p> <p>七 一 一 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(占用料を徴収しない国の事業)</p> <p>第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、左の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの及び郵政事業</p> <p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 前項に規定するものほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 第十九条の二第三項第五号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。</p> <p>七 一 一 (略)</p> <p>3 (略)</p>